

葛飾区歩きスマホの防止に関する条例（案）に対する
区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

- 1 実施期間：令和5年3月25日（土）から令和5年4月26日（水）まで
- 2 閲覧場所：区政情報コーナー、交通政策課
区民事務所（6か所）、区民サービスコーナー（4か所）
図書館（中央館、地域館4か所、地区館6か所）計22か所
また、区ホームページにも掲載し、閲覧できるようにした。
- 3 提出された意見 意見提出者 9人・17件
- 4 提出された意見の内訳

【取扱いの凡例】

◎：葛飾区歩きスマホの防止に関する条例（案）に意見を反映する、○：葛飾区歩きスマホの防止に関する条例（案）に入っている、△：施策の推進に当たって参考にする、□：意見・要望としてお聞きする

ご意見の概要	件数	区の考え方	取扱い
条例に罰則規定を設けて欲しい。	3件	歩きスマホ行為により発生するおそれがある事故等を防止するための啓発を主な目的とする条例であるため、歩きスマホを行っている方への罰則等は設けておりません。	□
条例の啓発活動を行って欲しい。 (ポスター、キャンペーンの実施、 広報誌等の活用など)	3件	今後、条例の周知や啓発活動を進めてまいります。	△
スマートフォン等を使用する必要がある特別の事情とは、どのような状況を想定しているか。	2件	目や耳が不自由な方でスマートフォンを使用する必要がある聴覚障害者等を想定しております。	□
建物内等でのスマートフォンが禁止とされていないのはなぜか。	2件	建物内につきましては、条例で一律に防止するのではなく、施設管理者が施設の目的や用途に応じて対応するものであることから、対象外としております。	□

ご意見の概要	件数	区の考え方	取扱い
条例への賛成意見。	2件	いただいたご意見を踏まえ、条例の目的にあるとおり、事故等を未然に防ぎ、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することができる公共の場所の確保に努めてまいります。	△
スマートフォンの適切な利用促進のため、利用場所を確保して欲しい。 (ベンチ付きポケットパーク設置)	1件	いただいたご意見については、各所管課に情報共有させていただきます。	△
イヤホンや飲食をしながらの歩行についても禁止項目に入れるべきではないか。	1件	歩きスマホの防止に関する条例のためイヤホンで耳を塞いだ状態を本条例の対象とすることは考えておりません。	□
第3条の構成を第3条と第4条に分けた方が解りやすいのではないか。	1件	第3条の1項、2項については、歩きスマホの禁止事項を補足する形となっております。より解りやすく表現するため、見出しを(歩きスマホの禁止等)と変更し、第3条にまとめて表現する形にさせていただきます。	◎
第5条の「努めなければならない」という表現は強すぎるのではないか。	1件	第5条については、歩きスマホが危険な行為であることを認識していただき、当事者意識を持って取り組んでいただきたいと考え、「努めなければならない」という表現とさせていただきました。	□
施行時期をできるだけ早くすべきではないか。	1件	施行期日につきましては、条例の更なる普及促進を図る期間が必要と考え施行日を決定しております。	□